

# 浜松和地サッカースポーツ少年団父母の会 規約

令和2年3月

## 第1章 総 則

### 第1条 (目的)

本会は、団員の健全な育成を願い、団活動を支援することを目的とする。

### 第2条 (名称)

本会は、浜松和地サッカースポーツ少年団父母の会(以下「父母会」という。)と称する。

### 第3条 (会員)

父母会は、団員の保護者及び本会の目的に賛同する個人・団体とする。

### 第4条 (事務所)

父母会の事務所は、会長宅に置く。

### 第5条 (活動)

父母会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 団が参加する大会の支援活動
- (2) 団の運営及び育成支援活動
- (3) 広報活動
- (4) 会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (5) その他必要な事項

## 第2章 役 員

### 第6条 (役員)

父母会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 登録 2名 (内1名は5年生の保護者とする)
- (5) 学年代表1名 (原則各学年に置き、学年内の了解のもと2名も可とする)

### 第7条 (選出方法)

役員を選出方法は、父母会会員の互選により選出することとする。但し、立候補は妨げない。

### 第8条 (職務)

役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、父母会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 登録は、選手登録事務手続きを統括する。
- (4) 学年代表は、学年を統括する。

### 第9条 (役員任期)

- ① 役員任期は、総会の日から翌年の総会の日までとする。
- ② 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。但しその任期は前任者の残任期間とする。

## 第3章 会 議

### 第10条 (総会)

- ① 総会は会長が招集し、その議長となる。
- ② 総会は年1回開催し、事業報告と会計報告を行うとともに、次年度の活動方針及び役員を決定するものとする。
- ③ 総会は、父母会会員の出席者及び委任状が過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長が決定する。

### 第11条 (会議)

- ① 父母会の会議は、総会、臨時総会、代表者会議として会長が招集し、その議長となる。
- ② 臨時総会、代表者会議は必要に応じて開催されるものとする。
- ③ すべての会議議決は、出席者数の過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

### 第12条 (規約改正及び解散)

本規約の改正及び父母会の解散は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 第13条 (会計)

父母会の会計は、会費、寄付金、その他をもって、浜松和地サッカー少年団規約「第7章 会計」に則り運営にあたる。

### 第14条 (会費)

- ① 父母会費は、役員会でこれを決定する。
- ② 父母会費は基本、一括納付とする。納付時期は団費請求書に従うこととする。
- ③ 兄弟で団員の場合は、上の学年のみ徴収する。
- ④ 団を退団するときは、会費の返還はしない。但し特別な事情があり会長が認めた場合はこの限りでない。

### 第15条 (追加徴収金)

- ① 会費に不足を生じることが明らかなきは、これを追加徴収することができる。
- ② 徴収額については、役員会で決定する。

### 団規約及び父母会規約付則

団規約及び父母会規約は昭和62年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成 元年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成 3年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成 4年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成 5年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成 7年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成10年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成11年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成12年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成14年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成17年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成18年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成23年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成24年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成25年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成26年4月12日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成27年4月1日より施行する。  
団規約及び父母会規約は平成30年3月18日より施行する。

団員の保護者の皆様へ

改：R02.4  
浜松和地サッカースポーツ少年団  
団長 鈴木憲治

団の運営につきましては以下のとおりとなっております。今後も団の活動におきまして、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 1. 練習

### (1) 土日練習

場所 和地小学校グラウンド他（雨天時は和地小体育館、和地協働センター体育館の場合もあり）  
時間 ホームページ練習カリキュラムの通り

### (2) 平日練習

場所 和地小学校グラウンド  
時間 ホームページ練習カリキュラムの通り

※ その他：トレセン活動に参加する場合があります。（5年生以上）

## 2. 公式戦

6年 リーグ戦（前期・後期：兼全日本少年サッカー大会）、NTT西日本グループカップ  
5年 遠鉄ストアカップ、ホンダカップ  
4年 サーラカップ、ジュビロリーグ  
3年 浜松東法人杯争奪大会

※上記は予定です。その他、練習試合、カップ戦、遠征等があります。

## 3. 観戦マナーについて

- 1) 試合を観戦、応援されるエリアは原則的にはサッカーコートの方のピッチサイドのベンチの反対側に限られます。
- 2) プレー中の子供達へのかけ声は“励まし”に徹してください。
- 3) 審判員への抗議は規則違反、相手チームへの暴言はマナー違反です。
- 4) 勝ち負けを超えて互いに健闘を称え合しましょう。

## 4. 各種団体への登録

(1) 日本サッカー協会1,600円 (2) 浜松市スポーツ少年団600円 (3) スポーツ傷害保険800円

## 5. 令和2年度会費

(1) 団費（月額） 6年3,300円 5年3,200円 4年2,800円 3年2,200円 1,2年1,100円

(2) 父母(育成)会費（年会費） 3,000円（家族ごと）

※ 上記団費は、令和2年度の費用になります。団の財政等により年度で変わる時がございます。予めご了承ください。

※ 規約にも記載されておりますが、途中で費用負担頂く場合がございます。予めご了承ください。

※ 上記の他、「4. 各種団体への登録」での登録費用がかかります。

※ 会費は基本的には一括でお支払いいただき、途中退団の場合は返金することはできませんので、予めご了承ください。

## 6. 規約及び組織

- (1) 団規約及び父母の会規約（別紙）
- (2) 役員名簿（別紙）

## 7. スポーツ傷害保険

スポーツ傷害保険に加入は入団の必須条件となります。入団申込書に記載されているよう、加入いただく保険の範囲内でのみの補償となることをご了承ください。加入保険の区分は『A1』となります。詳しくは各自ホームページにてご確認願います。

<http://www.sportsanzen.org/index.html>

## 8. 運営

各学年代表を中心に運営しています。

(1) 連絡等

- ・練習カリキュラムはホームページ。雨天等による練習中止、試合の詳細等の連絡は学年代表の方から各団員保護者へメール等にて配信します。
- ・練習や試合を休む場合は、担当コーチ、学年代表へ団員保護者がメール等で伝えてください。

(2) 試合

試合では、マイカーでの団員の送迎、グラウンド準備、本部運営などを交代で保護者の皆様にご協力いただいておりますのでご理解願います。

(3) 審判資格取得

試合での審判は保護者が行います。公式戦では審判資格が必要となりますので、資格取得にご協力をお願いします。

※ その他、団の運営は、その都度学年代表の方から連絡がきます。

9. ホームページへの掲載

団の活動を広く紹介し、勧誘活動等で利用するため、公式ホームページおよびfacebookページを開設しています。

ホームページでは、団員および保護者の活動場面の写真を順次掲載しております。

インターネットに写真を掲載することにより、それが悪用されて事件が起こる可能性は少ないと考えておりますが、注意する必要があると考えています。

そこで、写真を公開することについては以下の点に留意してまいりますので、ご賛同願います。

(1) 掲載手段・場所

- ・インターネット上でのホームページへの掲載（公式ホームページ及びfacebookページ）
- ・団員勧誘のための掲出・配布用ちらしへの掲載
- ・その他、団の活動の範囲内での利用

(2) 留意点

- ・写真を使う場合は、なるべく集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮します。
- ・本人もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合は速やかに発信内容を変更します。

10. その他

(1) 各自でご準備していただくもの

- ・サッカーボール（4号球）
- ・和地シャツ（背番号、子供の名前入り）
- ・無地の赤パンツ、白パンツ（ライン、ワンポイント等がないもの）
- ・団指定の赤プーマパンツ（公式試合ユニフォーム）
- ・無地の赤ソックス、無地の白ソックス（ライン、ワンポイント等がないもの）
- ・サッカーシューズ（足首保護の観点から、スパイクの使用は3年生からとします）
- ・すねあて
- ・赤のアンダーシャツ、白のアンダーシャツ（冬用）

(2) 荷物の管理

- ・必ず全ての持ち物に名前を記入してください。（例：和地SSS ○○○○）  
紛失しても団では一切責任は取りません。
- ・団で貸しているものを紛失した場合は、個人で責任を取っていただく場合があります。
- ・忘れ物をした場合、試合に出ることができない場合があります。（ユニフォーム等）
- ・荷物の整理整頓は、日頃からご家庭で指導してください。  
（食べ物、脱いだ靴、衣類等の散乱がかなり見受けられます）